

有恵副委員長に対する訓告は不当労働行為!!!

二度と不当労働行為を行わない誓約文を交付しなければならない!!

都労委から救済命令

本日、東京都労働委員会に2005年12月9日に救済申し入れをしていた、いわゆる「反処分都労委」の救済命令が交付されました。

その内容は、有恵副委員長に対して発令した訓告処分を取り消し、減率適用した期末手当の差額を支払わなければならない。というもので、さらに、会社が組合に対して、これから不当労働行為を繰り返さないという文書を交付しなければならない。というものです。

2年あまりにわたって闘ってきた成果を確認し、一切の不当労働行為と労働運動の弾圧を許さないために更なる闘いに決起しようではありませんか!!

年 月 日

ジェイアール東海労働組合

中央執行委員長 鈴木 富雄 殿

ジェイアール東海労働組合新幹線地方本部

執行委員長 成田 隆浩 殿

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役 松本 正之

当社が、平成17年3月29日に行なった貴組合の組合員有恵和好氏に対する訓告は、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

会社は上記の文書を1週間以内に組合に対して交付しなければなりません